

参考資料

1 地域づくり活動・非営利公益活動・協働の基礎知識Q & A

Q1 NPOとボランティアの違いは何ですか？

A1

ボランティアは、自発的に活動している「個人」、ボランティア団体はそれら個人が集まったグループのことを、NPOは社会的目的、課題を解決するために専門性、機動性を持って活動する「組織」のことを指します。

ボランティアは原則無償で活動が行われますが、NPOは利益目的でなく、専従スタッフやボランティアスタッフなどで活動を行います。

Q2 NPOとNGOの違いは何ですか？

A2

NGO (Non-Governmental Organization) は、日本語では「非政府組織」と訳され、国連が政府以外の民間団体との協力関係を定めた国連憲章第71条の中で明文化されています。

このため、特に国際的な活動を行う団体を指してNGOと言うこともあります。NGOは「政府であるかないか」、NPOは「営利か非営利か」と、団体を見る視点が違うだけで、基本的には同様の意味を持つといえます。

Q3 NPOと自治会等地縁組織との違いは何ですか？

A3

日本には、自治会などの地縁組織があり、これを基盤に青年団や子ども会、婦人会、老人会などでさまざまな活動が行われています。

これらの多くは、一定の区域に居住している方々の相互扶助的活動（公益性）が中心となっており、公益的な社会貢献活動を自発的に行うNPOとは少し異なると考えられています。

しかし、これら地域団体の活動を、より広い範囲を対象とした社会貢献活動を主要活動に捉えれば、NPOととらえることも可能であり、その境界は非常に曖昧です。

Q4 NPO法とは何ですか？**A4**

正式には「特定非営利活動促進法」といい、平成10年に施行されました。

- ①目的 一定の要件を満たす市民活動を行う民間の非営利団体に、簡易・迅速に法人格を与え、その活動を支援します。ただし団体の活動を正当化したり、団体をバックアップしたりするためのものではありません。
- ②特徴 法律に定められた要件を満たしていれば、所轄庁（その行政事務を取り扱っている官庁のことで、ここでは都道府県又は政令市を表します。）は法人の設立を認めなければなりません（認証）。また、役所の裁量で判断することを少なくするため、他の法律のように政令・省令・通達等で定めていた細かい運用等はつくられず、細目的なことも法律に書かれています。

Q5 NPOの法人化とは何ですか？**A5**

法人格を持っていないNPOは一般的には任意団体と呼ばれ、実態は団体であっても法律上は個人の集まりとしての扱いを受けます。

法人格を取得することにより得られるメリットは、権利関係や責任の所在を明確にすることができるということです。法人化により社会的信頼が高まったり、団体の理念に共感する人材を集めやすくなります。また定款認証や設立登記の費用がかからない、収益事業のみ法人税が課税されるなど、費用面でもメリットがあります。

一方で、法人としての各種手続きに係る事務が発生したり情報開示の義務が生じるなど法人化することによる義務もあります。法人格の取得については、自らがメリット・デメリットを比較して団体の運営に最も適した形態を選択しましょう。

Q6 認定NPO法人とは何ですか？**A6**

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。認定NPO法人への寄附金は、税制面での優遇を受けることができるため、県内の認定NPO法人が増えることにより寄附文化が醸成されていくことが期待されます。

また鳥取県では、認定NPO法人を目指すNPO法人が認定を受けやすくなるように鳥取県独自の基準で指定を行う条例個別指定制度を定めています。

Q7 地域づくり活動についてどこに相談すればよいですか？**A7**

活動をこれから始める、または活動していく中で分からないことや自分たちだけでは解決できないことも出てくると思います。

そのような場合に、県では相談窓口を開設し、各種相談を受け付けています。（公益財団法人とっとり県民活動活性化センターが受託し実施）（巻末参考資料：参-11ページを参照）

相談によって解決の糸口が見つかることもあるので、まずは相談してみましょう。

Q8 活動をしてみたいが気軽に取り組める活動は？**A8**

地域には、自治組織の祭りや講座の実施、清掃活動、商店街のイベントなど、一年を通して様々な行事が行われています。一度興味のある活動に参加してみてもどうでしょうか。参加してみて良かった、楽しかったと感じられればまた次の活動にもつながります。まずは活動を楽しむことを第一に考えて参加してみましょう。

鳥取県では、「令和新時代創造県民運動サイト」というホームページを開設し、県内で開催されるイベント、研修・講座、ボランティア募集情報等を広く情報発信していますので、こちらのサイトもご利用ください。

（「令和新時代創造県民運動サイト」 <https://reiwashinzidai.pref.tottori.jp/>）

Q9 地域活動をしていくためのお金はどうする？**A9**

活動をしておられる方の多くが資金集めに苦労されていると思います。活動資金の確保は活動の継続にとってとても重要です。まずは活動メンバーで会費を募る、活動を利用する方から利用料金をいただく、活動に賛同される方からの寄付金、クラウドファンディングによる資金調達など、自分たちの身の回りで資金集めをしてみましょう。

自分たちで資金を十分に確保出来ない場合、自治体等の助成金や補助金を活用するのも一つの方法ですが、助成金は一時的な資金であり、助成金ありきで活動を運営していくと団体の自立的で継続した活動が難しくなる場合もあります。団体の目的や運営方針、活動の内容に照らして、長期的視点に立ちより良い資金の獲得方法を考えることが肝要です。

2 鳥取県非営利公益活動促進条例

平成13年9月28日

鳥取県条例第50号

名実ともに地方分権が進み、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観やニーズの多様化が著しく、また、少子高齢化、過疎化などの課題が深刻化している今日、市町村や都道府県だけで地域づくりを進めることには限界があることは明らかである。我が県は、人と人、人と地域との結びつきが強く、ボランティア活動など各種の社会活動への参加意欲も高いなど、住民が主体となった地域づくりに取り組んできた実績がある。今後、住民のニーズや地域の課題に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域づくりを行うためには、地域の特性や実情に応じて、住民が主体的に自分たちの地域のことを考え、自ら実践していく取組に加え、住民、市町村及び県が連携、協力し合う協働を進めていく必要がある。地域づくりにおいて積極的に県民が参画することにより、県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、非営利公益活動をより活発にし、非営利公益活動が県民からの信頼に応えられるようにならなければならない。このためには、非営利公益活動団体の協働の推進と支援の充実が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、非営利公益活動団体、県民及び県の責務を明らかにするとともに、非営利公益活動団体及び県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって県民の参画に基づく個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動
- (20) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体であって、営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げる活動を行うものを除く。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- 3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 県内に居住し、又は滞在する個人
- (2) 事業者(県内で事業又は活動を行う個人及び非営利公益活動団体以外の団体をいう。以下同じ。)
- 4 この条例において「協働」とは、非営利公益活動団体、県民、市町村及び県が非営利公益活動を実施するために、互いの特性及び資源の違いを踏まえ、対等の立場で連携し、協力することをいう。
- (基本理念)
- 第3条 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるように努めなければならない。
- 2 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、非営利公益活動団体及び県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく非営利公益活動団体及び県民相互の利害の調整に努めなければならない。
- 3 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、それぞれの特性及び資源を活かした協働を行うことの有効性について認識を深めるよう努めなければならない。
- (非営利公益活動団体の責務)
- 第4条 非営利公益活動団体は、自己の役割と責任を自覚し、自らの情報を積極的に公開することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるとともに、非営利公益活動への県民の参加及び協力が得られるよう努めなければならない。
- (県民の責務)
- 第5条 県民は、非営利公益活動に対する理解を深めるとともに、自己の役割と責任を自覚し、自発的に非営利公益活動を行うよう努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、市町村と連携を図りながら、非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施しなければならない。

2 県は、市町村が非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施するよう促すほか、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、非営利公益活動団体及び県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する非営利公益活動団体及び県民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 県は、非営利公益活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、非営利公益活動団体又は県民がそれぞれの特性及び資源を活かして非営利公益活動を行うことができるよう配慮しなければならない。

5 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、当該非営利公益活動の妨げとならないように配慮しなければならない。

(事業者が行う非営利公益活動の促進等)

第7条 県は、事業者が非営利公益活動を通じて果たす社会的貢献の意義に鑑み、その非営利公益活動の促進に努めるとともに、事業者との協働に努めなければならない。

(協働による業務の実施等)

第8条 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体又は県民との協働が有効であると認めるときは、当該非営利公益活動団体又は県民と事業目的、役割分担等を十分に協議して業務を実施するよう努めなければならない。

2 県は、非営利公益活動団体又は県民との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(非営利公益活動等に対する支援)

第9条 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体を支援するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 非営利公益活動に関する情報の提供
- (2) 非営利公益活動に関する相談に応ずる体制の整備
- (3) 非営利公益活動を支える人材の養成
- (4) 非営利公益活動に必要な知識及び技能の習得の機会の提供
- (5) 非営利公益活動団体相互の交流及び連携並びに非営利公益活動団体と県民との交流及び連携を図ることのできる機会の提供
- (6) 非営利公益活動を総合的に促進するための拠点の整備
- (7) 前各号に掲げるもののほか、非営利公益活動を促進するために必要な措置

(意見又は提案の聴取)

第10条 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動を促進する施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、非営利公益活動団体又は県民の意見又は提案を聴くよう努めなければならない。

2 非営利公益活動団体又は県民は、前項の規定による場合のほか、非営利公益活動に関する県の施策に対する意見又は提案（非営利公益活動団体と協働して業務を実施することを求める提案を含む。）を知事に提出することができる。

3 知事は、前2項の規定による意見又は提案の提出があったときは、遅滞なく、当該意見又は提案の内容及びこれらに対する県の意見を取りまとめ、公表しなければならない。

(就業環境の整備)

第11条 事業主は、労働者が非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備に努めなければならない。

2 知事は、非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備を図るために必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な報告を求めることができる。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 知事は、平成29年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則(平成15年条例第31号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 すぐに使える！計画書・企画書様式

[計画書様式]

年度の計画 (年度)			
年度の計画 (年度)			
年度の計画 (年度)			
項目 (活動名・事業名など)			

はじめに

第1章 創造県民運動のススメ
令和新時代

第2章 活動のススメ

第3章 協働のススメ

参考資料

[企画書様式]

テーマ	
目的	
背景・ 課題	
獲得目標 (成果)	
対象者	
場所	
時期・ 期間	
実施 内容	
スケジュール	
事業費	

はじめに

創造県民運動のススメ
第1章 令和新時代

第2章 活動のススメ

第3章 協働のススメ

参考資料

4 各種相談窓口一覧

■地域づくり活動、ボランティア活動、NPO活動に関する相談は	
鳥取県地域づくり推進部 県民参画協働課	電 話：0857-26-7071
	ファクシミリ：0857-26-8112
	電子メール：kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp
公益財団法人とっとり県民活動 活性化センター	電 話：0858-24-6460
	ファクシミリ：0858-24-6470
	電子メール：info@tottori-katsu.net
■NPO法人を設立するには (事務所設置予定の市町村によって窓口が変わります)	
【鳥取市、岩美郡、八頭郡】 鳥取県地域づくり推進部東部地域振 興事務所東部振興課	電 話：0857-20-3528
	ファクシミリ：0857-20-3656
	電子メール：toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
【倉吉市、東伯郡】 鳥取県中部総合事務所地域振興局 中部振興課	電 話：0858-23-3177
	ファクシミリ：0858-23-3425
	電子メール：chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
【米子市、境港市、西伯郡、日野郡】 鳥取県西部総合事務所地域振興局 西部振興課	電 話：0859-31-9694
	ファクシミリ：0859-31-9639
	電子メール：seibu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
■集落などの地域づくり活動に関する相談は	
【東部地区】 鳥取県地域づくり推進部東部地域振 興事務所東部振興課中山間地域振興 チーム	電 話：0857-20-3663
	ファクシミリ：0857-20-3656
	電子メール：toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
【中部地区】 鳥取県中部総合事務所地域振興局 中山間地域振興チーム	電 話：0858-23-3298
	ファクシミリ：0858-23-3425
	電子メール：chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
【西部地区】 鳥取県西部総合事務所地域振興局 中山間地域振興チーム	電 話：0859-31-9606
	ファクシミリ：0859-31-9639
	電子メール：seibu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
【日野地区】 鳥取県西部総合事務所日野振興 センター日野振興局地域振興課 中山間地域連携担当	電 話：0859-72-2080
	ファクシミリ：0859-72-2072
	電子メール：hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp

とっどりの地方創生に向けた取り組みに関する相談は とっとり創生支援センターへ！

地方創生の推進に向けて、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターと鳥取県は、民間団体等による地方創生に資する取り組みを支援し、官民一体となった取り組みを推進することを目的とした「とっとり創生支援センター」を県東部・中部・西部の3箇所共同設置しています。

【支援内容】

- 1 **相談窓口**における民間団体等からの相談や提案への対応
- 2 **出張**による地域における民間団体等からの相談や提案への対応
- 3 民間団体等への**個別支援**

【相談窓口】

東 部	県地域づくり推進部東部地域振興事務所内 (鳥取市立川町六丁目 176)	電 話 : 0857-20-3528 ファクシミリ : 0857-20-3656
中 部	とっとり県民活動活性化センター事務所内 (倉吉市山根 557 番地 1 パープルタウン 2 階)	電 話 : 0858-26-6262 ファクシミリ : 0858-24-6470
西 部	県西部総合事務所地域振興局西部振興課内 (米子市鞆町一丁目 160)	電 話 : 0859-31-9694 ファクシミリ : 0859-31-9639

～ボランティア・地域づくり・NPO活動について、お気軽にご相談ください～



所在地 : 倉吉市山根 557-1 パープルタウン 2 階 (受付時間 10 時～18 時、土日祝除く)
電 話 : **0858-24-6460** ファクシミリ : 0858-24-6470
電子メール : info@tottori-katsu.net ホームページ : <http://tottori-katsu.net>

このガイドラインは、「みんなでつくる鳥取力創造ガイドライン検討委員会」(事務局 : 鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課 (当時)) での検討のほか、パブリックコメントやセンター主催による県内各地での出前相談会・意見交換会等の機会を通じて、さまざまな意見を踏まえながら、鳥取県が編集・発行したものです。

「みんなでつくる鳥取力創造ガイドライン検討委員会」委員名簿 (敬称略)

氏 名	所属・役職	備 考
小 泉 元 宏	鳥取大学地域学部地域文化学科 講師	委員長
田 中 玄 洋	特定非営利活動法人学生人材バンク 代表理事	
蛇 谷 り え	合同会社うかぶLLC 共同代表	
新 田 英 理 子	認定特定非営利活動法人日本NPOセンター 統括部門長	
毛 利 葉	一般財団法人とっとり県民活動活性化センター 事務局長	

※所属や役職等は策定時のもの

とっとりの地域づくりガイドライン ～あなたも地域づくりの主人公へ！～

平成 26 年 4 月 第 1 版

平成 29 年 2 月 第 2 版

令和 2 年 11 月 第 3 版

(旧名：第 1 版)

「鳥取力」をみんなで作るためのガイドライン～はじめの一歩～

(旧名：第 2 版)

みんなでとっとりの元気をつくるガイドライン～響かせようトットリズム♪～

編集・発行

鳥取県

【お問い合わせ】

鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話：0857-26-7071

ファクシミリ：0857-26-8112

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/sankaku-kyoudo/>

電子メール：kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp



鳥取県ボランティア総合情報サイト「ボランとり」は、ボランティアをしたい団体・個人とボランティアを募集したい団体とをつなぐウェブサイトです。

「ボランとり」では、ボランティア団体・人材、ボランティア募集、ボランティア講座などの情報を検索・閲覧することができるほか、サイトに登録いただくことで、登録者の希望に応じたボランティア情報を入手することができます。

ボランとり「鳥取県ボランティア総合情報サイト」



https://reiwashinzidai.pref.tottori.jp/volunteer_bank_top.php